

山手地区都市景観協議地区（素案）の修正点

1 趣旨

平成 30 年 11 月 20 日に開催した公聴会における公述意見をふまえ、山手地区都市景観協議地区（素案）を修正し、山手地区都市景観協議地区（原案）とします。

2 修正点

頁	項目	旧：山手地区都市景観協議地区（素案）	新：山手地区都市景観協議地区（原案）
1	第 2	<u>都市景観協議地区図</u> に示す区域とする。	<u>都市景観協議地区図 1</u> に示す区域とする。
1	第 3 1	(略) <u>このような山手地区の歴史を残した街並みや良好な地区環境を伸長しつつ、次の 5 つの方針に基づいて、山手地区の街並みをさらに魅力的なものとし、国際色豊かな特色を発信するまちづくりを行う。</u> (略)	(略) <u>このような歴史を残した街並みや良好な地区環境を維持している山手地区の特徴を伸長しつつ、次の 5 つの方針に基づいて、山手地区の街並みをさらに魅力的なものとし、国際色豊かな特色を発信するまちづくりを行う。</u> (略)
2	第 5	(略) (1) 山手町特定地区において、 <u>都市景観協議地区図</u> に示す主要道路に面する敷地内の建築物で、建築面積が 400 ㎡を超える建築物の新築、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない増築若しくは改築又は仮設建築物のうち工事現場事務所若しくは催事等のために一時的に設置するもので景観への影響が少ないと市長が認めるものは除く。） (2) (略)	(略) (1) 山手町特定地区において、 <u>都市景観協議地区図 2</u> に示す主要道路に面する敷地内の建築物で、建築面積が 400 ㎡を超える建築物の新築、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない増築若しくは改築又は仮設建築物のうち工事現場事務所若しくは催事等のために一時的に設置するもので景観への影響が少ないと市長が認めるものは除く。） (2) (略)
3	第 6 1	(1) 眺望景観の確保に関する事項 ア <u>都市景観協議地区図</u> に示す「眺望の視点場」からの眺望の魅力を高めるよう、建築物などの壁面の向きや幅、形態、色彩などのデザインを工夫する。 イ <u>都市景観協議地区図</u> に示す「眺望の視点場」からの眺望景観を阻害しないよう、工作物は高さやデザインを工夫する。 (2) (略) (3) 屋外広告物に関する事項	(1) 眺望景観の確保に関する事項 ア <u>都市景観協議地区図 3</u> に示す「眺望の視点場」からの眺望の魅力を高めるよう、建築物などの壁面の向きや幅、形態、色彩などのデザインを工夫する。 イ <u>都市景観協議地区図 3</u> に示す「眺望の視点場」からの眺望景観を阻害しないよう、工作物は高さやデザインを工夫する。 (2) (略)

		<p>ア 屋外広告物は、<u>都市景観協議地区図</u>に示す「眺望の視点場」に向かって設置せず、山手の丘からの眺望に十分配慮する。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 屋外広告物に関する事項</p> <p>ア 屋外広告物は、<u>都市景観協議地区図</u><u>3</u>に示す「眺望の視点場」に向かって設置せず、山手の丘からの眺望に十分配慮する。</p> <p>(略)</p>
—	都市景観協議地区図 1	都市景観協議地区図1 山手地区都市景観協議地区区域図について、元町特定地区の地区界に一部錯誤がありましたので、修正します。	
—	都市景観協議地区図 2、3	都市景観協議地区図2を都市景観協議地区図3に、都市景観協議地区図3を都市景観協議地区図2にそれぞれ修正します。	